ニ　再生可能エネルギー発電設備の状況（次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める事項をいう。ホにおいて同じ。）

(1)　投資再生可能エネルギー発電設備が交付対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条の二第一項に規定する交付対象区分等をいう。第百三十五条第五号ニ(1)において同じ。）に該当する認定発電設備（同法第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。(2)及び同号ニにおいて同じ。）である場合　再生可能エネルギー発電設備に係る市場取引等（同法第二条の二第一項に規定する市場取引等をいう。第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号ニ(1)において同じ。）の内容（認定事業者（同法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。以下この号並びに第百三十五条第五号ニ及びヘにおいて同じ。）の名称、卸電力取引市場（同法第二条の二第一項に規定する卸電力取引市場をいう。同号ニ(1)において同じ。）又は小売電気事業者（同項に規定する小売電気事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。）若しくは登録特定送配電事業者（同項に規定する登録特定送配電事業者をいう。同号ニ(1)において同じ。）の名称、基準価格（同法第二条の三第一項に規定する基準価格をいう。同号ニ(1)において同じ。）、交付期間（同項に規定する交付期間をいう。同号ニ(1)において同じ。）その他当該市場取引等に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2)　投資再生可能エネルギー発電設備が特定調達対象区分等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三条第一項に規定する特定調達対象区分等をいう。第百三十五条第五号ニ(2)において同じ。）に該当する認定発電設備である場合　再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同法第二条第五項に規定する特定契約をいう。以下ニ、第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号ニ(2)において同じ。）の内容（認定事業者の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第四項に規定する電気事業者をいう。(3)及び同号ニにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第二項に規定する調達価格をいう。同号ニ(2)において同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。同号ニ(2)において同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(3)　(1)及び(2)に掲げる場合以外の場合　再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約又は再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の七第一項に規定する一時調達契約に該当するものを除く。以下(3)、第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号ニ(3)において同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（同法第二条第一項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下(3)及び同号ニ(3)において同じ。）を発電しようとする者（認定事業者に該当する者を除く。以下(3)及びヘ並びに同号ニ(3)及びヘにおいて「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ホ～チ　略

三　［略］

ニ　［同上］

［加える。］

(1)　投資再生可能エネルギー発電設備が認定発電設備（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第五項に規定する認定発電設備をいう。第百三十五条第五号ニにおいて同じ。）に該当する場合　再生可能エネルギー発電設備に係る特定契約（同項に規定する特定契約をいう。以下ニ、第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号ニにおいて同じ。）の内容（認定事業者（同法第二条第五項に規定する認定事業者をいう。以下この号並びに第百三十五条第五号ニ及びヘにおいて同じ。）の名称、当該認定事業者と特定契約を締結した電気事業者（同法第二条第一項に規定する電気事業者をいう。以下ニ及び同号ニにおいて同じ。）の名称、調達価格（同法第三条第一項に規定する調達価格をいう。同号ニにおいて同じ。）、調達期間（同項に規定する調達期間をいう。同号ニにおいて同じ。）その他当該特定契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

(2)　(1)に掲げる場合以外の場合　再生可能エネルギー発電設備に係る電力受給契約（特定契約に該当するものを除く。以下(2)、第二十二条第三項第八号及び第百三十五条第五号ニにおいて同じ。）の内容（再生可能エネルギー発電設備を用いて再生可能エネルギー電気（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第二条第二項に規定する再生可能エネルギー電気をいう。以下(2)及び同号ニにおいて同じ。）を発電しようとする者（認定事業者に該当する者を除く。以下(2)及びヘ並びに同号ニ(2)及びヘにおいて「供給者」という。）の名称、当該供給者と電力受給契約を締結した電気事業者の名称、当該電力受給契約に基づき供給される再生可能エネルギー電気の一キロワット時当たりの価格、契約期間その他当該電力受給契約に関する重要な事項をいう。）、再生可能エネルギー発電設備の構造、現況その他投資再生可能エネルギー発電設備の価格に重要な影響を及ぼす事項

ホ～チ　同上

三　［同上］